

(セッション3 中国)

強制執行手続から倒産手続への移行に関する浙江省の実務運用

—浙江省高级人民法院「強制執行手続と倒産手続との移行に関する若干問題の紀要」の解説—

章恒築⁶⁶、王雄飞⁶⁷

一、「強制執行手続と倒産手続との移行に関する若干問題の紀要」の背景

中国の司法実務では、執行債権者が債務者の倒産を申立てるインセンティブが足りず、執行債務者自身が倒産手続の開始を嫌い、かつ民事訴訟法（訳者注：中国の強制執行手続が民事訴訟法第三編にある）にも職権による倒産手続の開始に関する規定が存在しないため、企業法人である執行債務者は、企業破産法が定めた倒産原因を有するにもかかわらず、強制執行手続から倒産手続への移行が非常に困難であり、強制執行手続でも倒産手続でも機能不全に陥っている。このような状況を解決するために、2015年2月4日に施行された最高人民法院「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する解釈」（法積[2015]5号、以下は「民訴法解釈」とする）の第513条から第516条は、強制執行手続から倒産手続への移行に関して、原則的な指針を与え、「半職権主義」モデルを確立した。また、2015年12月に開催される第八回全国民事商事裁判業務会議（全国民事商事審判工作会議）にて、杜万華判事（最高人民法院審判委員会専務委員）は重要な発言を行って、「民訴法解釈の中で設けられた強制執行手続から倒産手続への移行という規定の趣旨を正確に理解し、強制執行手続の中で、執行債務者に倒産原因が存在すると認められる場合、執行裁判所は、民訴法解釈に基づいて、債務者の事件を迅速に倒産裁判所に移送すべきである。つまり、倒産手続によって、債務を整理し、紛争を解消する」を指示した。さらに、2016年2月に、最高人民法院は浙江省杭州市で「『ゾンビ企業』の処置に関する調査報告会」を開催し、杜万華判事は、「強制執行手続から倒産手続への移行」を、いわゆる「ゾンビ企業」を法的手続により処置し、最終的に供給側（サプライサイド）構造改革（訳

⁶⁶ 浙江省高級人民法院審判委員会委員、民事第二部部統括判事

⁶⁷ 浙江省高級人民法院民事第二部判事

者注：習近平国家主席が提唱する経済モデルの転換）を実現するための四大手段の一つに位置づけた。

2016年3月に開催された第十二回全国人民代表大会第4回会議において、周強・最高人民法院長官は、人民法院が行う大会報告の中で、「2年から3年をかけて、基本的に執行難を解決する」と宣言した。最高人民法院の見解によれば、「執行債務者が債務を履行する能力を失い、または執行対象財産が存在しない場合に、本質的に当事者が負担すべきビジネスリスク、取引リスクまたは法律リスクとして理解すべきである。（中略）それらのリスクは執行難の範疇に入れるべきではなく、倒産手続または司法救助等の関連手続によって解決されるべきである」とした⁶⁸。最高人民法院の指示を実行するために、浙江省高級人民法院は、『2年から3年をかけて基本的に執行難を解決する』という指示を実施する計画（浙高法[2016]55号）を發布し、「倒産裁判を強化し、強制執行手続から倒産手続への移行の手続を健全化する」ということを、基本的に財産が存在しない強制執行事件を処理するための重要な措置に位置づけた。浙江省だけでも、数多くの「今回執行の終結」⁶⁹が強制執行手続の中に堆積し、全国レベルでは、「今回執行の終結」は数百万件があり、かつ徐々に数を増やしている。保守的な推測でも、全国では、年間事件総数の約40%は、執行対象財産がなく、もしくは執行対象財産をもって執行債権の全額回収に至らない事案で、「今回執行の終結」によって既済処理が行われている⁷⁰。「今回執行の終結」の運用を健全化させ、「執行不能事件」と「執行難事件」とを仕分けて、当事者の法的利益をより切実に保護するために、浙江省高級人民法院は『今回執行の終結』手続の規範的な運用に関する意見（浙高法[2016]87号）を發布した。新しい状況のも

⁶⁸ 劉貴祥「用兩到三年時間、解決執行難」人民日報2016年4月12日

⁶⁹ 訳者注：中国法における強制執行は、個々の債務者財産からの債権者の満足を目的とする個別執行ではなく、債務名義ごとに一個の強制執行手続が開始され、執行機関が債務者の全責任財産を対象として、手続を遂行する。

執行機関が事実上、債務名義における給付請求権を全額回収する責任がある（執行完結）。そこで、

債務者の責任財産の客観的な不足により全額の回収に至らない場合に、執行機関は、「今回執行の終結」として、司法行政の業務処理で事件の既済処理を行うが

、「執行完結」に至らなかったため、債務者の責任財産を見つけ次第、強制執行手続を再開し、「次回」の手続で更なる執行処分を行うことができるというものである。

⁷⁰ 張美欣「終結本次執行程序案件の徹底終結制度研究」法律適用2016年4号

とで、強制執行手続から倒産手続への移行は、ますます必要性和緊迫性を増している。

また、浙江省高級人民法院は、強制執行手続から倒産手続への移行に関する実務運用の模索を重視する。全省の各裁判所は、いままで自発的に運用してきた経験を活かしながら、民訴法解釈の制定を契機とし、強制執行手続から倒産手続への移行の実務運用を積極的に模索する。例えば、2015年5月に、温州市中級人民法院が発布した「強制執行手続から倒産手続への移行に関する会議の紀要」は典型的な事例である。2015年6月に、浙江省高級人民法院は、温州市中級人民法院及び温州市にある各基層裁判所を訪ねて、経験の総括を聴取した。さらに、浙江省高級人民法院民事第二部を筆頭とし、「企業倒産裁判の常態化に関する研究」といった重点研究課題が立ち上げられ、強制執行手続から倒産手続への移行は、その中の重要な研究内容とされていた。浙江省高級人民法院民事第二部は、浙江省内の実務経験を総括し、かつ他省の経験を参照しながら、「強制執行手続から倒産手続への移行に関する若干問題の討論紀要（初稿）」を起草した。同紀要（初稿）は、さらに浙江省高級人民法院執行局、浙江省高級人民法院立案部、全省の各裁判所及び倒産管財人の意見を取り入れ、また最高人民法院の最新の指示を反映しながら、最終稿を形成した。同最終稿は、2016年5月9日に浙江省高級人民法院審判委員会の審議を経て可決され、「強制執行手続から倒産手続への移行に関する若干問題の紀要」（浙高法[2016]62号、以下は「浙江省高裁紀要」とする）となった。

二、主要な内容

浙江省高裁紀要は、計19の条文があり、強制執行手続から倒産手続への移行（以下は「倒産手続への移行」とする）をめぐって、原則規定（第1条）、手続移行の具体的な内容（第2条―第5条）、倒産手続への移行に関する裁判所内部の調整（第6条―第8条）、執行裁判所と倒産裁判所との間の移行に関する細則（第9条―第10条）、倒産手続への移行を保障する条項（第11条から第16条）、倒産手続への移行に関する監督（第17条、第18条）、附則（第19条）の7つの部分からなる。

（一）原則規定（第1条）

浙江省高裁紀要は、法律・司法解釈との適合性、各関係機関の円滑な協力、手続効率の向上及び法的監督の強化等の原則を設けた。そのうち、法律・司法解釈との適合性とは、浙江省高裁紀要が、民事訴訟法、企業破産法及び民訴法解釈の規定のもとで展開することを意味する。各関係機関の円滑な協力とは、執行裁判所における内部の裁判所組織の間の協力、及び執行裁判所と倒産裁判所の間の協力を指す。また、手続効率の向上という原則は、浙江省高裁紀要の性質に関連する。すなわち、当該紀要は、民訴法解釈という司法解釈が定めた原則的な規定をより具体化させ、それを補完するものである。実務利用の視点では、手続効率の実効性は追求すべきであろう。最後に、いままでの実務運用の経験によれば、強制執行手続から倒産手続への移行は、各裁判所の間における調整作業が欠かせない。そのために、より円滑な調整を実現するために、上級裁判所に法的監督権を付与すべきであろう。

(二) 手続移行の具体的な内容 (第2条－第5条)

1、釈明権の行使を強調する。倒産手続への移行は、執行債権者及び執行債務者にとって、手続法的または実体法的な利益に深く関わるので、手続移行の前後を通して、釈明を強化し、執行債権者及び執行債務者の理解と協力を求めるべきである。また、本来、債務を履行する資力がある債務者にとって、倒産手続への職権的移行に関する釈明は、心理的な強制となり、任意弁済を引き出す効果が期待できる。以上の理由で、浙江省高裁紀要は釈明すべき事項を定めた。まず、強制執行手続の開始後に、執行機関が執行債務者に送付する「執行通知書」⁷¹の中に倒産手続への移行に関する内容を釈明する(第2条)。次に、倒産手続への移行の手続が開始されてから、執行員は、執行債権者及び執行債務者に釈明を行い、その意見を求める(第4条)。本紀要第4条は、民訴法解釈第513条⁷²に基づいて、実務の指針を示し、口頭による釈明を行った場合に、釈明または意見聴取の具体的な過程、特に執行債権者または執行債務者の同意(もしくは

⁷¹ 民事訴訟法第240条「執行員は、強制執行開始申立てまたは職権による強制執行開始の囑託を受けた場合、執行債務者に執行通知書を送付し、かつ直ちに強制執行の処分を行うことができる。」

⁷² 民訴法解釈第513条「強制執行手続において、執行債務者である企業法人が企業破産法第2条1項の定める事由を満たした場合、執行債権者の一人または執行債務者の同意を前提として、執行裁判所は、決定により当該執行債務者に対する強制執行を停止し、強制執行事件を債務者の住所地を管轄する裁判所に移送すべきである。」

は倒産手続への移行に異議を有しないという執行債権者の明確な意思表示)を調書に記録しなければならないとした。釈明の主体は執行員であるが、場合によって商事事件専門部の裁判官を参加させることができる。

2、倒産手続への移行における実体法要件及び手続法要件を理解する要領を明確に定めた(第3条)。まず、倒産手続への移行における実体法要件は、企業破産法第2条1項⁷³が定めた倒産原因を有することである。ただ、実務の中では、同じく裁判所の内部部署である執行局と商事事件専門部は、それぞれの部署に異なる業務考課基準が設けられているため、前記要件に対する理解の相違が見られる。なお、一部の裁判所では、強制執行を実施する部署、事件の受理を審査する部署(立案庭)及び商事事件専門部が合同で倒産手続への移行を調整する体制を試みていたが、実効性が芳ばしくなく、場合によってかかる調整が部署間の摩擦を引き起こすこともある。そのために、浙江省高裁紀要は、倒産手続への移行における実体法要件を理解する要領を定めた時に、企業破産法の定めた倒産原因の具備を唯一の基準にしたとともに、明文で効率性の重視する姿勢を打ち出し、各関係機関に無意味な摩擦を避けるように求めた。浙江省高裁紀要第3条によれば、以下の場合に執行裁判所が倒産手続への移行を行うことができる。すなわち、(1)執行裁判所が財産調査の手段を尽くし、かつ強制執行措置を実際に実施したにもかかわらず、執行債務者は、すべての債務を弁済できなかった場合、(2)民訴法解釈第519条1項⁷⁴及び最高人民法院「強制執行事件の受理及び既済処理に関する意見」(法発[2014]26号、以下は「受理既済処理意見」とする)第16条の規定に基づいて、「今回執行の終結」を決定した場合である。まず、(1)の場合について、企業破産法第2条1項の定める倒産原因に対応する。最高人民法院「中華人民共和國企業破産法の適用に関する若干問題の規定(一)」は、企業破産法第2条1項の具体的な事由を規定し、それによれば倒産原因に「履行期が到来した債務を弁済できず、かつその資産をもつ

⁷³ 企業破産法第2条1項「企業法人は、履行期が到来した債務を弁済できず、かつその資産をもってすべての債務を弁済できず、または弁済能力を明らかに有しない場合、本法に基づいて債務を整理する。」

⁷⁴ 民訴法解釈第519条1項「財産調査の実施にもかかわらず、執行対象財産が見つからない場合に、署名の方法による債権者の同意、執行裁判所の合議体による審理及び裁判所所長の決裁を経て、決定により『今回執行の終結』をすることができる。」

てすべての債務を弁済できないこと」及び「履行期が到来した債務を弁済できず、かつ弁済能力を明らかに有しないこと」の二種類がある。そのうち、「債務者の資産の簿価が負債の総額を上回るが、強制執行によっても、債務を弁済できないこと」が、「履行期が到来した債務を弁済できず、かつ弁済能力を明らかに有しないこと」に該当すると解される。「執行裁判所が財産調査の手段を尽くし、かつ強制執行措置を実際に実施したにもかかわらず、執行債務者がすべての債務を弁済できなかったこと」は、間違いなく「履行期が到来した債務を弁済できない」に該当するし、「財産調査の手段を尽くした」という要件は執行機関の業務内容に属するので、執行員にとって基準が明確で馴染みやすい。次に、(2)の場合について、それを実体法要件とするのは以下の理由に基づく。すなわち、第一に、民訴法解釈第 519 条 1 項の定める「財産調査の実施にもかかわらず、執行対象財産が見つからない場合」は、企業破産法第 2 条 1 項の定める倒産原因に該当する。第二に、「今回執行の終結」には厳格な手続運用が求められている。民訴法解釈第 519 条 1 項が、署名の方法による債権者の同意、執行裁判所の合議体による審理及び裁判所所長の決裁を経て、決定により「今回執行の終結」をすることができるという重層的な手続を課したほか、受理既済処理意見第 16 条⁷⁵が、「今回執行の終結」の方法による既済処理に対して非常に厳格な制限を行ったため、「今回執行の終結」の濫用が有効に防止されるであろう。第三に、実務では、「今回執行の終結」における債務者は、大多数がゾンビ企業である。強制執行手続の中に大量に堆積しつづける「今回執行の終結」事件を

⁷⁵ 訳者注：受理既済処理意見第 16 条 1 項が認めた「今回執行の終結」の事由は以下のものである。(1)債務者の責任財産が不十分で、かつ債権者が強制執行手続の「今回執行の終結」を書面で認めること（同 1 号）、(2)強制執行手続が債務者の責任財産の不十分により二年以上停止し、執行機関が再度に財産探索を行ったにもかかわらず、新しい責任財産が見つからないこと（同 2 号）、(3)債権者が債務者の責任財産に関する手がかりを自ら提供できないことを明言し、かつ執行機関が財産探索の手段を尽くしたにもかかわらず、債務者の責任財産が見つからず、債権者が強制執行手続の「今回執行の終結」を書面で認めること（同 3 号）、(4)債務者の責任財産が換価に適さず、つまり、動産につき二回の競売を、不動産またはその他財産権につき三回の競売を試みても売却に至らず、かつ執行機関が財産探索の手段を尽くしたにもかかわらず、債務者のその他の責任財産が見つからないこと（同 4 号。但し、競売の対象物による代物弁済を債権者が受け入れる場合を除く）、(5)執行機関が財産探索の手段を尽くし、かつ債務者の責任財産の欠如または責任財産が強制執行に適しない状況で、債権者と債務者との間で分割弁済が合意されたこと（同 5 号）、(6)債権者は、債務者財産の不足により、強制執行手続による債権回収ができなかったが、執行裁判所から経済的救助を受けたこと（同 6 号）である。

法的手段により徹底的に終結させることは、長年、裁判所実務を悩ませてきた問題である。ゾンビ企業に対する強制執行手続を穏健かつ秩序的に終結させることは、「執行難に宣戦布告する」という理念に寄与するであろう。

また、浙江省高裁紀要第3条2項は、執行員に対して、「強制執行手続から倒産手続への移行に関する審査意見登記表」を作成し、強制執行の実施を担当する部署に決裁を求めるという手続を要求した。なお、浙江省高裁紀要が言及した事項のほかにも、具体的な実務問題が存在するので、本紀要は、各下級裁判所にさらなる細則規定を制定する余地を認めた。但し、前記下級裁判所の細則規定は、外部の裁判所から受けた倒産事件の移送を拒否する言い訳にはならない。

3、浙江省高裁紀要第5条は、民訴法解釈第513条に基づいて、執行債権者の一人または執行債務者が倒産手続への移行を同意した場合、強制執行事件の移送前に、決定により債務者に対する強制執行を停止することができる。浙江省銀行業協会は、銀行の不良債権処理を円滑に進めるために、強制執行事件の移送前の強制執行の終結決定及び「今回執行の終結」決定が会計上の貸し倒れ処理の根拠に属すると定めた（浙銀協函[2016]18号）。そのために、浙江省高裁紀要は、債権者が申立てにより、民訴法解釈第519条に基づく「今回執行の終結」決定を求める場合に、裁判所が当該決定を下すように求めた。

（三）倒産手続への移行に関する裁判所内部の調整（第6条—第8条）

執行裁判所が属する官庁としての裁判所が同時に倒産事件の管轄権も有する場合に、倒産手続への移行は、当該裁判所の内部で行われる。それに関して、浙江省高裁紀要は、倒産手続への移行の手続が開始された後の手続に関して、移管する事件資料の範囲を定めて、執行実施専門部、事件受理専門部（立案庭）及び商事事件専門部の分業方法を規定した。

1、倒産手続への移行を開始した後に、執行機関は、「強制執行手続から倒産手続への移行に関する審査意見登記表」を含む計9種類の書類を移管すべきである。各部署の間に移管資料の範囲について不必要な理解の相違により事件の移送に支障を与える状況を想定し、浙江省高裁紀要は、同紀要第6条2項1号から4号に必要的資料の範囲を列挙した。執行実施専門部の資料に不備がある場合に、遅延なく資料を補充しなければならないが、事件受理専門部及び商事

事件専門部の事務処理は資料の補充がなされる間でも、手続を進行しなければならない。

2、浙江省高级人民法院の内部では、執行局、事件受理専門部（立案庭）、商事事件専門部（民事第2部）の間で協議を繰り返され、最終的に、「執行実施専門部が強制執行事件の資料を事件受理専門部に渡し、事件受理専門部が事件番号を振り分けてから事件を商事事件専門部に移管し、商事事件専門部が実質審査を担う」という分業が決められた。

3、倒産事件の受理審査における執行債権者及び執行債務者の手続利益を保障する。企業破産法第10条1項・第12条によると、倒産原因について、段階的な審査が行われる。すなわち、(1)債権者が倒産手続開始を申立てた場合に、債務者が裁判所からの通知を受けてから異議を申し立てることができ、裁判所は、異議期間が満了した日の10日以内に受理または不受理を決定する。(2)裁判所が不受理を決定した場合に、申立人は、当該決定の送達を受けてからの10日以内に上訴することができる。(3)倒産手続開始申立ての受理後から破産宣告前までに、審理によって、債務者に企業破産法第2条の定める倒産原因を有しないと認められる場合に、裁判所は、倒産手続開始の申立てを棄却する。民訴法解釈により確立した倒産手続への移行は、実質的に、「執行債権者または執行債務者の同意」を企業破産法の定める「申立て」に推定している。例えば、不受理決定に対する執行債権者の上訴権、倒産手続開始の申立てに対する執行債務者の異議権等の手続権、または倒産原因に対する裁判所の実質的審査など、民訴法解釈に特別な規定がないので、企業破産法の規定を適用すべきである。また、倒産手続開始の申立てに対する執行債務者の異議、不受理決定に対する執行債権者の上訴、及び倒産手続開始申立ての棄却などは、いずれも倒産事件の事件番号が振り分けられてから行われるので、商事事件専門部はそれを審理する。そのために、浙江省高裁紀要第7条・第8条は、企業破産法の規定に基づくように、各下級裁判所に運用指針を与えた。具体的に、商事事件専門部が事件受理専門部から強制執行事件の資料を引き受けた後に裁判所が債務者に通知すること、執行債務者が倒産手続開始の申立てに対して異議を申し立てること、裁判所が倒産手続の受理または不受理を決定すること、及び執行債権者が不受理決定に対して上訴することなどが含まれる。さらに、民訴法解釈第514

条の定めた「30日以内に倒産手続の受理または不受理を決定する」という業務処理期限を達成するために、浙江省高裁紀要は、事件受理専門部から商事事件専門部への事件資料の伝達、商事事件専門部が行う受理または不受理等の手続に時間的な要求を加えた。

(四) 執行裁判所と倒産裁判所との間の移行に関する細則(第9条―第10条)

1、原則として、執行裁判所と倒産裁判所が別々の官庁としての裁判所に属する場合は、執行裁判所と倒産裁判所が同じ官庁としての裁判所に属する場合と、本質的に異なることがなく、浙江省高裁紀要第6条から第8条の規定を準用する。例えば、執行裁判所が別の官庁としての裁判所に属する倒産裁判所に引き渡す事件資料は、同第6条が規定した「執行実施専門部が引き渡しべき事件資料」(同2号から9号)に準じる。倒産裁判所が属する官庁としての裁判所の事件受理専門部が同裁判所の商事事件専門部に対する事件資料の伝達、商事事件専門部が行う審理及び時間的な要求も準用される。

2、例外として、執行裁判所と倒産裁判所が別々の官庁としての裁判所に属する場合の特殊な問題を対処するために、浙江省高裁紀要は、執行裁判所が倒産裁判所宛に「強制執行手続から倒産手続への移行に関する書簡」及び同第6条が規定した「執行実施専門部が引き渡しべき事件資料」(同2号から9号、執行裁判所の担当者の氏名及び連絡先を含む)を送付するように求めた。さらに、同紀要は、「執行裁判所及び倒産裁判所が属する官庁としての裁判所の事件受理専門部は、それぞれ強制執行手続から倒産手続への移行に関する事件番号の振り分け等を行う」と定めた。

(五) 倒産手続への移行を保障する条項(第11条から第16条)

1、企業破産法第13条は、「裁判所が倒産手続開始の申立てを受理する場合に、同時に倒産管財人を指定しなければならない。」とする。倒産手続への移行においても、同条が適用される。しかし、実務では、執行裁判所から倒産裁判所への移行において、情報の非対称性により、倒産手続への移行手続と倒産管財人の指定が同時に進行されないことがある。また、債務者に財産がほとんど存在しない事案では、不適當に高額な管財費用や報酬は、倒産手続への移行のコストを高めた。倒産裁判実務について、浙江省高級人民法院は、倒産管財人制度の健全化を重視し、浙江省高級人民法院「企業倒産事件における倒産管財人業

務に関する若干の意見」(浙高法[2013]38号)及び同意見の細則である「倒産管財人の指定に関する業務規程(試行)」(浙高法弁[2016]40号)⁷⁶を制定し、債務者に財産がほとんど存在しない事案に「倒産事件簡易審」を実施して、臨時倒産管財人または簡易清算組等の利用を提案した。浙江省高裁紀要第11条は、倒産管財人の指定に関して、以下の指針を与えた。具体的に、(1)抽選の方法により、臨時倒産管財人を指定すること、(2)簡易清算組をもって、倒産管財人の職務を務めること、(3)倒産管財人の指定に関して、債権者会議の私的自治の役割を発揮すること、(4)債務者に財産がほとんど存在しない事案に関する包括的な指針等が含まれる。さらに、政府が倒産管財人の費用や報酬のために財政資金を投入し、簡易清算組を倒産管財人に指定すれば、倒産管財人の指定を大いに簡素化し、倒産手続への移行を力強く推進できよう。

2、民訴法解釈第515条によれば、裁判所が執行債務者について破産宣告を行った場合に、執行裁判所は決定により、当該執行債務者に対する強制執行手続を終結すべきである。受理既済処理意見第14条・第17条1項は、「執行終結」による既済処理を「裁判所が執行債務者について破産宣告を行った場合」に限定した。ただ、実務では、倒産手続への移行がなされても、倒産裁判所が破産宣告を行わないことがあり、その場合に執行裁判所は強制執行手続を既済として処理できない。このような状況を打破するために、浙江省高裁紀要第12条は規定を設けた。具体的に、倒産裁判所が決定により事件を受理し、会社更生(破産重整)または和議(和解)の手続を適用する余地がないと認められる場合に、倒産裁判所は、迅速に破産宣告を行わなければならない。債務者に最高人民法院「行方不明者または財産状況不明の債務者に対する破産事件の処理に関する回答」が定める事由に該当する場合に、倒産裁判所は、倒産手続を受理すると同時に破産宣告を行い、倒産手続を終了する。債務者に破産宣告がなされた場合に、執行裁判所は、民訴法解釈第515条に基づいて決定により執行債務者(倒産手続における債務者)に対する強制執行手続を終結する。また、浙江省高裁紀要第13条は、民訴法解釈及び受理既済処理意見に基づいて、倒産手続への移

⁷⁶ 「倒産管財人の指定に関する業務規程(試行)」は浙江省高级人民法院司法鑑定処・同民事第2部により制定され、同第28条は、倒産手続への移行における倒産管財人の指定について規定を設けた。

行がなされた後の強制執行事件の既済処理について指針を与えた。以上のように、銀行の不良債権の処理が加速され、ゾンビ企業の法的処置も行われて、「執行難に宣戦布告する」という理念が貫徹されるであろう。

3、企業破産法第 19 条及び民訴法解釈第 515 条によれば、倒産裁判所が決定により倒産事件を受理する場合に、執行裁判所は債務者に対する財産的保全を解除しなければならない。第八回全国民事商事裁判会議と「『ゾンビ企業』の処置に関する調査報告会」において、特に企業破産法第 19 条の厳格な適用を強調した⁷⁷。そのために、浙江省高裁紀要第 14 条は、「債務者に対する強制執行手続を停止し、債務者の財産に対する保全処分を解除しなければならない。」という企業破産法第 19 条の規定を厳格に実施するように求めた。但し、実務では、執行裁判所と倒産裁判所との間の事務的調整が足りないために、執行裁判所が保全処分を解除したにもかかわらず、倒産裁判所が債務者の財産を実効支配できず、当該財産が滅失し、またはその他損害を受けることがある。最高人民法院「中華人民共和國企業破産法の適用に関する若干問題の規定（二）」第 6 条は、「倒産手続開始の申立ての受理後に、利害関係者の行為またはその他の理由により、倒産手続の遂行に影響を与えると認められる場合に、倒産手続開始の申立てを受理した裁判所は、倒産管財人の申立てまたは職権により、債務者の財産の全部または一部に対して保全措置を講じることができる。」と定めた。同条の趣旨を倒産手続への移行の手続に運用し、浙江省高裁紀要は、「倒産裁判所は、最高人民法院『中華人民共和國企業破産法の適用に関する若干問題の規定（二）』第 6 条に基づいて、執行裁判所に対して保全処分を維持することを依頼することができる」とした。執行裁判所は、倒産裁判所の依頼に協力しなければなら

⁷⁷ 杜万華・最高人民法院審判委員会専務委員は、第八回全国民事商事裁判会議において、「裁判所が倒産事件を受理した後に、企業破産法第 19 条に基づいて、債務者に対する強制執行手続を停止し、債務者の財産に対する保全処分を解除しなければならない。企業破産法第 19 条に違反し、債務者に対する強制執行手続を停止せず、または債務者の財産に対する保全処分を解除しない者は、その責任を嚴重に追及する。」と指示し、さらに、「『ゾンビ企業』の処置に関する調査報告会」において、「倒産手続の開始後に、債務者に対する強制執行手続を停止せず、または債務者の財産に対する保全処分を解除しない現象はなお散見する。その理由について、数年前までは、企業破産法に対する理解が足りないかもしれないが、いま現在、ほとんどが地方保護主義・部門保護主義、まして法律違反あるいは中国共産党紀律違反であろう。これらの問題に関して、最高人民法院は、裁判所系統の内部で徹底的に解決するように、紀律違反監察を含む最も厳しい手段を講じようとした。」と改めて言及した。

ない。

4、民訴法解釈は、「参与分配手続」の適用範囲を自然人または法人格なき社団に限定した。民訴法解釈に基づき、また強制執行手続と倒産手続との衝突を避けるために、浙江省高裁紀要第 15 条は、執行債務者が企業法人である場合について、「参与分配手続」を適用しないことを規定した。ただ、債務名義を有する債権者の全員の同意によって「参与分配手続」を適用するという例外を認めた。

5、債権者または債務者が倒産手続の開始を申し立てる権利を保障し、企業破産法第 19 条を厳格に適用するように求めた最高人民法院の指示を実践するために、浙江省高裁紀要第 16 条は、「強制執行手続から倒産手続への移行は、債権者または債務者が有する倒産手続の開始を申し立てる権利に影響を与えない。債権者または債務者の申立てにより、管轄権を有する裁判所が債務者に対する倒産手続開始の申立て（会社更生、和議及び破産を含む）を既に受理した場合に、執行裁判所は、倒産手続への移行を直ちに終了し、かつ企業破産法第 19 条に基づいて、債務者に対する強制執行手続を停止し、債務者の財産に対する保全処分を解除しなければならない。」とした。以上の措置は、各関係機関の円滑な協力という原則を表している。

（六）倒産手続への移行に関する監督（第 17 条、第 18 条）

浙江省高裁紀要は、最高人民法院「中華人民共和國企業破産法の適用に関する若干問題の規定（一）」に基づいて、強制執行手続の公開に関する経験を活かし、上級裁判所が下級裁判所を監督する責務を認めた。

1、執行裁判所と倒産事件の管轄権を有する裁判所の間には階級上の監督関係がなく、倒産事件の管轄権を有する裁判所が執行裁判所から強制執行事件資料の送付を受けてからの 30 日以内に、倒産手続開始の申立ての受理もしくは不受理を決定せず、かつ当該強制執行事件の資料を執行裁判所に返還しなかった場合に、倒産事件の管轄権を有する裁判所の直近の上級裁判所は、企業破産法第 2 条 1 項の定める倒産原因を有すると認めるとき、執行裁判所からの催促書面を受けてからの 30 日以内に、倒産手続開始の申立てを受理するように書面により倒産事件の管轄権を有する裁判所に通知しなければならない。また、倒産事件の管轄権を有する裁判所の直近の上級裁判所は、企業破産法第 2 条 1 項の定め

る倒産原因を有しないと認めるとき、強制執行事件の資料を執行裁判所に返還するように倒産事件の管轄権を有する裁判所に通知しなければならない。

2、直近の上級裁判所の書面通知にもかかわらず、倒産事件の管轄権を有する裁判所が倒産手続開始の申立てを受理しない場合に、直近の上級裁判所は、最高人民法院「中華人民共和國企業破産法の適用に関する若干問題の規定（一）」第9条2項・3項に基づいて、倒産手続開始の申立てを自ら受理し、倒産管財人を指定してから、倒産事件の管轄権を有する裁判所に当該倒産事件を審理するように指令する。

3、倒産事件の管轄権を有する裁判所が倒産事件を審理する際に、執行裁判所に対して、執行裁判所が保存する強制執行手続に関する資料の開示またはその他手続上の協力を求める場合に、執行裁判所は、それに協力しなければならない。

4、倒産事件の管轄権を有する裁判所が倒産手続開始の申立てを受理した後に、受理決定書を「浙江法院公開網」に掲載し、執行裁判所に通知をしなければならない。執行裁判所は、倒産裁判所からの書面通知及び「浙江法院公開網」における受理決定書の公開により、無条件で債務者財産に対する保全処分を解除し、強制執行手続を停止しなければならない。

（七）附則（第19条）

浙江省高裁紀要は、浙江省内に限って、指針としての効力を有する。なお、最高人民法院が強制執行手続から倒産手続への移行に関する司法解釈の制定作業を進行しているので、当該司法解釈の施行後に浙江省高裁紀要と司法解釈の間に不一致があれば、司法解釈が本紀要に優先する。

三、さらに説明すべき問題

1、倒産手続への移行における裁判所組織内の分業

(1) 執行裁判所が倒産手続への移行を開始する。倒産手続への移行において、強制執行手続が「入り口」に当たり、倒産手続が「出口」である。どんな強制執行事件を倒産手続へ移行するかは執行裁判所の判断に委ねて、すなわち、執行員が「強制執行手続から倒産手続への移行に関する審査意見登記表」を作成し、執行実施専門部の責任者の決裁を得てから、移行手続を実施する。(2) 事件

受理専門部は、移行手続における資料の伝達及び事件番号の振り分けを担当する。(3)商事事件専門部は、倒産手続への移行に関する資料をもとに形式的審査及び実質的審査を行う。浙江省高裁紀要第6条2項1号から4号の定める資料が揃える場合に、商事事件専門部は、倒産手続開始の申立てを受理すべきである。受理後の審理において、企業破産法第2条1項及び最高人民法院「中華人民共和国企業破産法の適用に関する若干問題の規定(一)」第2条1項が定める倒産原因を有しないと判断した場合に、倒産裁判所は、決定により倒産手続開始の申立てを棄却しなければならない。前述のように、倒産手続への移行における事件受理専門部と商事事件専門部との業務分担は、通常倒産手続における業務分担に一致する。

2、強制執行手続における「参与分配」及び倒産手続への移行

民訴法解釈第508条から第512条は、「参与分配」⁷⁸に関する条文を規定した。同第508条は、「執行債務者が自然人または法人格なき社団であり、強制執行手続の開始後に、債務名義を有するほかの債権者が執行債務者の財産をもってすべての債務を弁済できないと主張する場合に、裁判所に対して、参与分配を申し立てることができる。」とした。民訴法解釈第513条から第516条は、倒産手続への移行に関する条文を規定した。同第513条は、「強制執行手続において、執行債務者である企業法人が企業破産法第2条1項の定める事由を満たした場合、執行債権者の一人または執行債務者の同意を前提として、執行裁判所は、決定により当該執行債務者に対する強制執行を停止し、強制執行事件を債務者の住所地を管轄する裁判所に移送すべきである。」とした。但し、民訴法解釈は、「参与分配手続」の適用範囲を自然人または法人格なき社団に限定したが、明文により企業法人を「参与分配」の適用主体から排除していない。この問題に関して、浙江省高裁紀要は、民訴法解釈に基づき、執行債務者が企業法人である場合について、「参与分配手続」を適用しないことを規定した。ただ、債務名義を有する債権者の全員の同意によって「参与分配手続」を適用するという例外も認めた。けだし、債権者が私的自治の範疇で自分の権利を処分することは、

⁷⁸ 訳者注：中国法が自然人または法人格なき社団に倒産能力を認めず、かつ強制執行手続が債務者の全責任財産を対象とするので、事実上の倒産状態にある自然人または法人格なき社団に対する複数の強制執行手続が競合する場合に、「参与分配」という準倒産手続によって債権者間の平等を図る。

他人の利益または公共の利益を害しない限り、司法から干渉されるべきではないと考えられる。

3、倒産手続への移行における執行異議

執行裁判所が倒産手続への移行を開始する場合、一部の債権者または債務者のいずれかが倒産手続への移行に同意したが、複数の債権者または債務者の中に同意しない者、またはその他利害関係者は、執行異議を提起することができるか⁷⁹。浙江省高裁紀要の起草において、執行実施専門部と商事事件専門部の意見は同じである。すなわち、執行裁判所が倒産手続への移行を開始する場合、一部の債権者または債務者のいずれかが倒産手続への移行に同意した場合に、複数の債権者または債務者の中に同意しない者、またはその他利害関係者は、執行異議を提起することができない。理由は二つある。まず、受理既済処理意見によれば、「当事者または利害関係者が執行行為に法律違反があることを主張し、書面により異議を申し立てる場合」の条文が示すように、執行異議の対象が「執行行為」であるが、倒産手続への移行は「執行行為」に該当しない⁸⁰。(2) 倒産手続は包括執行で、個別執行を吸収する機能を有する。利害関係者が倒産手続への移行に不服がある場合に、倒産手続開始申立ての受理後に、倒産手続の中で手続的権利または実体的権利を行使することができる。利害関係者の利益は十分に保障されうる。

⁷⁹ 民事訴訟法第 225 条「当事者または利害関係者が執行行為に法律違反があると主張する場合には、強制執行を実施する裁判所に対して、書面による異議を申し立てることができる」。受理既済処理意見第 9 条「以下の場合に、裁判所は、執行異議を受理すべきである。(一) 当事者または利害関係者が執行行為に法律違反があることを主張し、書面により異議を申し立てる場合、(後略)」。

⁸⁰ ただ、学説及び実務は、「執行行為」の範囲について議論があり、「強制執行の実務からみれば、執行行為は強制執行を実施する行為と強制執行に係る裁判を行う行為の両方を含む。そのうち、強制執行に係る裁判を行う行為は、さらに手続法的事項に対する裁判と実体法的事項に対する裁判に分けることができる。執行行為の範囲について、最も狭義の理解は、執行行為が強制執行を実施する行為のみを指し、広義の理解は、それに手続法的事項に対する裁判を加えて、最も広義の理解は、さらに実体法的事項に対する裁判を含む。黄金龍「対執行行為異議適用範囲的理解」人民法院報 2012 年 5 月 9 日参照。